

第 6 回 統計作成プロセス部会要求事項等検討タスクフォース 議事概要

1 日 時 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 13:00~15:20

2 場 所 遠隔開催 (Web会議)

3 出席者

【委 員】

椿 広計 (座長)、川崎 茂 (座長代理)

【専門委員】

篠 恭彦

【審議協力者】

下野 僚子 (東京大学総括プロジェクト機構「プラチナ社会」総括寄付講座特任講師)、
鈴木 督久 (総務省統計研究研修所客員教授)、
安井 清一 (東京理科大学工学部経営工学科准教授)、
内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通
省、埼玉県、東京都

【事務局 (総務省)】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長、澤村専門官、大浦室長補佐

統計作成支援室：谷道室長

4 議 題

- (1) 前回会合後に提出された意見について
- (2) 要求事項等の個別検討について⑤ (マネジメント 6 (民間委託)、評価部分)
- (3) 統計作成プロセス部会への要求事項等検討タスクフォースの審議状況報告について
- (4) その他

5 概 要

- 要求事項のマネジメント 6 (民間委託) 部分及び評価部分について、統計作成府省からの意見も紹介しつつ個別審議を進めた結果、要求事項 (案) はおおむね適当とされたものの、マネジメント 6 (民間委託) 部分について、「受託者が業務量やコストを正確に見積もることができる情報の提供を求めることが、委託業務の品質確保の観点からも重要ではないか」、「発注者と受注者の協力関係が必要不可欠であり、業務上の問題を双方で共有して解決策を検討し、次回調査の企画に反映することが重要ではないか」などの意見も踏まえ、引き続き検討を進めることとされた。
- 第 2 回統計作成プロセス部会へのタスクフォースの審議状況報告資料 (案) について、おおむね適当とされ、詳細については座長に一任された。なお、関連して、要求事項 (案) 等の最終的な取りまとめに至るまでの具体的な審議スケジュールを構成員間で共有することとされた。
- また、マネジメント 6 (民間委託) 部分及び評価部分について、審議中に十分に確認できなかった点や追加の意見等がある場合には、6 月 4 日 (金) までに事務局へ連絡することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回会合後に提出された意見について

- 「公表・提供3」の要求事項(案)にある「◎統計作成府省は、結果数値等の誤りを発見した場合の対応方法や手順※を定め、…」について、対応すべき事項は誤りだけではないため、「結果数値等の誤り」を「結果数値等の誤りや改善の可能性」としてはどうか。この「改善の可能性」には「改善すべきかどうかの検討」の手順も含まれるものとする。
- 「マネジメント」部分については、統計作成府省が当該統計の作成に責任を負う観点から、実施機関である地方支分部局、地方公共団体、民間事業者の業務の管理や確認の仕方を明確にしておく必要がある。
- なお、「マネジメント」部分の要求事項は記述が難しく、「手順を定めて」、「手順に従って実施する」という抽象的な内容となっているため、これまでの各プロセスや手順の場合以上に、実際に定められた手順やその実施状況を見た上で診断する必要がある。
- 「マネジメント2」の要求事項(案)である「○統計作成府省は、統計作成業務に従事する職員に計画的に研修、教育・訓練等を受けさせることが望ましい。」について、「推奨」事項であるため、統計データアナリストの積極的な登用など、適切に処遇できていることを示唆する内容があっても良いのではないかと考える。
- 「マネジメント5」の要求事項(案)については、統計作成プロセスにおけるシステム構築・活用は非常に多様であることから、システムの規模や複雑さで区分し、政府内で別途定められているシステム開発指針などに依拠して望ましい事項を記述するのが良いのではないかと考える。
- いずれも重要な御指摘と考えており、今後の審議に活かして参りたい。

(2) 要求事項等の個別検討について⑤(マネジメント6(民間委託)、評価部分)

<マネジメント6(民間委託)>

- 民間事業者が適切に受託業務を実施するためには、仕様書に基づいて業務量を正確に把握し、必要な経費を正しく見積ることが重要である。例えば、仕様書に一客体当たりの業務量については記載がないケースや、「○○事務要領に従って実施すること」と記載されているのみで、受託後に示された要領において想定以上の業務量となったケースもあると聞いている。このほか、仕様書には具体的に明記されておらず、受託者側として認識していなかった業務であっても、仕様書の記述の「等」や句点・読点の打ち方により、当該業務も含まれるとの解釈により発注者から履行を求められる例もある。さらに、業務量が増えたことなどによる契約金額の変更も、公的統計の場合は困難であることが多い。

このため、要求事項(案)においても、「仕様書等に、業務量や、受託者が適切に経費を算出できる情報を記載すること」、「仕様書に記載のない業務を発注する場合は、その業務に相当する対価を支払うこと」等と記載すべきではないかと考える。

このようなケースが頻発すると、入札不調や、適切な業務の履行にも支障が生じる事態となり、結果的に公的統計の品質低下を招く恐れがある。

なお、要求事項(案)で参照されている「民間委託ガイドライン」では、契約書等に明記すべき事項や、委託先に改善措置を求めることに伴い経費負担が生じる場合の委託先との協議、次回応札の参考となる前回調査に要した情報開示などが明記され、いずれも必要な内容であるが、これらの記載が実際の委託契約においてどれほど実行されてい

るのか疑問である。

このほか、「マネジメント6-2」の『診断』時のポイント等欄にある「客観的かつ定量的な指標による目標設定」についても懸念がある。対応する「業務マニュアル」作成に当たっての視点・留意事項欄には、「…前回調査の実績等を踏まえた指標（目標回収率、有効回答率など）を設定する」とあるが、目標は、前回調査を踏襲するのではなく、これから実施する調査内容を踏まえた目標設定とすべきである。

過去の統計不正問題では、社会情勢は変化しているのに、仕様書の目標回収率は前年を踏襲し続けるといった悪しき前例主義により、かなり以前に掲げた高い目標回収率をクリアするために調査員によるメイキングが発生したこともあったと承知している。前回調査の実績を踏まえるという趣旨は色々と解釈できるが、現在の状況や実態を踏まえた設定とすることが不可欠である。

「民間委託ガイドライン」では、回収率、記入率といった民間事業所を活用する場合に確保されるべき統計の品質に関する定量的な指標目標の設定や、管理指標の達成状況を踏まえた委託先に対する督促強化等の助言・指導の実施などが明示されているが、実態を踏まえずにこれらの取組を実施することにより、かえって統計の品質低下を招くリスクがあることにも留意すべきである。

→ 仕様書は、委託する側が調査の実態を踏まえて作成すべきであること、また、「前回調査を踏まえる」とは、前回調査の単なる踏襲ではなく、現状把握のための補助情報として前回調査を参考にすることであり、現状を把握して仕様書を作成することが重要との趣旨と理解した。

→ 「民間委託ガイドライン」については、「品質保証ガイドライン」における統計調査の実施過程の質の評価事項を定める際に、事業者団体や主要な民間事業者からの御意見も伺いながら、あわせて改正を行ったところであるが、今般のプロセス診断に係る検討の中で、御指摘の点等も踏まえ、既存ガイドラインの足らざる部分や運用上の改善点といった検討材料が得られるものと考えている。

- 委託業務について、追加の業務が発生しトータルコストが増加することは、統計調査のコストパフォーマンスの面からも望ましくない。例えば疑義照会について、仕様書に明確な照会回数の上限に係る記載がなければ、受託先では調査の期限内に客体から回答を得るまで複数回架電する場合もあり、結果的にコスト増加につながる。調査の品質に影響のない範囲で、仕様書に回数の上限を設ければ、委託者、受託者双方でコストの抑制が可能となるのではないか。

また、「マネジメント6-4」の『診断』時のポイント等欄にある「委任・委託先による事業完了報告書の作成・提出」について、各府省から提出された意見は、「会計手続のルールに沿った納品物を意図しており、新たに報告書を作成することを求めるものではない旨記載して欲しい」とのことであるが、追記までするかは検討の余地があるものの、意見の趣旨には同意する。ISO20252でも事業完了報告書において報告を求める事項があるが、これはクライアントと調査の再現性を保証する程度の事項を共有するためである。市場調査では、調査会社に丸投げしているクライアントも多く、調査の再現性を保証するような情報を保有していないケースもあるため、ISO20252では当該データを提出することを求めている。規模の大きな公的統計調査では、仕様書に多くの事項を規定し、個々の作業においても情報の共有が図られていると思われるが、むしろ規模の小さな統計調査において事業完了報告書が必要になるのではないか。「民間委託ガイドライン」では、事業完了報告書に記載すべき内容の記述は少ないが、仕様書等において委託する統計調査業務に応じて定める事項として、「委託先が保有する調査の実

施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」とあり、小規模の統計調査においても、このような情報が事業完了報告書として報告されることが重要と考える。

→ 御指摘のとおり事業完了報告書については、その内容が重要であり、会計手続上の規定に基づき提出されているものに、御指摘いただいたような内容が含まれているのであれば、新たに報告書を作成する必要はなく、そうでない場合は別途報告書の作成が必要となる可能性もあると考えている。また、調査の再現性の観点からは、事業完了報告書の内容のほか、作業完了後のデータやその他の納品物なども含めて判断していくものとする。

- 「民間委託ガイドライン」の内容は、主に適切な会計処理の観点からの記述となっており、統計の品質確保の観点からの記述がやや乏しいのではないかと。民間委託を行う場合であっても、品質保持の最終的な責任は発注者側にあり、発注者側で設計した調査票や調査の方法に基づいて現場で実践するのが受託者との考え方が重要である。

また、「民間委託ガイドライン」の内容を全ての統計調査に求めることは難しいと考える。反復して実施される大規模な調査の場合は、委託業務の実施に関して厳格な管理が求められるが、一回限りの調査や小規模の調査の場合は、委託業務の管理にコストや手間をかけるメリットが相対的に少ないと思われ、要求事項については、これらを踏まえて必須事項や推奨事項の濃淡をつけることも考えられるのではないかと。

さらに、「民間委託ガイドライン」では、統計の品質に関して回収率や記入率といった形式的ともとれる指標が挙げられているが、反復して実施される大規模な調査の品質を確保するためには、発注者と受注者の協力関係が必要不可欠であり、一方的に受託者に業務を指示するのではなく、受託者側の業務において発生した問題は発注者側も把握して双方で解決策を検討し、次回調査の企画に反映することが重要であるといった観点を要求事項に反映できるとよい。

→ 御指摘の点については、第2ラウンドの検討において更なる議論の必要があると考える。

- 実効性のある仕様書を作成することが重要との御指摘があったが、仕様書の内容は、調査の「企画」段階で作成される調査計画書の内容を踏まえたものと考えられるため、当該プロセスの段階で仕様書に関わる重要な項目に関して検討するという観点も大事ではないかと。

- PDCAサイクルにおいて最も重要なのは、実際に価値が創出されるDの部分である。統計調査では、Dの段階で調査データの収集等が行われるが、「ムリ・ムラ・ムダ」の観点で考えると、「ムリ」をすれば「ムラ」が生じて「ムダ」が発生することとなるため、統計の品質向上のためにはDの段階で「ムリ」させないことが重要である。そういった観点からDを担う委託先に対する作業指示や作業指示書の作成の在り方を議論すべきと考える。

業務を委託する際に発注者が行うこととしては、委託した業務が的確に実施されているかを確認する監査やモニタリング体制の整備、結果データの受入れ検査、受入れ検査における品質確認などがある。受け入れ検査といっても、統計調査は物ではなくサービスなので、サービスを実施している現場でしか品質確認できないのならばモニタリング体制やモニタリング対象のサンプリングをどのようにするかといったテクニカルな部分も含め、発注者側に求められる要求事項とすべきではないかと。

これらを踏まえ、今回検討している民間委託部分の要求事項と実査部分の要求事項の関係について、どのように考えれば良いのか。

→ 民間委託は、実査はもちろん、それ以外の統計作成プロセスにおいても生じ得るものであり、各プロセスで統計作成府省が民間委託を行う場合に必要な内容についてマネジメントの一つと捉えて要求事項を整理している。このため、例えば審査・集計部分について民間委託をする際には、「民間委託ガイドライン」でも記載されている調査票情報等の適正な管理といったことが求められるため、そういう意味で要求事項の内容が重なる部分はある。

- マネジメント6（民間委託）部分に関するこれまでの議論を踏まえると、要求事項（案）全般についてはおおむね妥当とされたものの、受託者が業務量やコストを正確に見積もることができることが品質確保の観点からも重要、発注者と受注者の協力関係が必要不可欠であり、受託者側の業務において発生した問題も双方で解決策を検討し、次回調査の企画に反映することが重要などの御指摘をいただいた。いずれも重要な御指摘であり、記述ぶりを含め事務局と対応を検討して参りたい。

<評価>

- 点検・評価の実施においては、統計調査の現場を担う地方自治体や調査員の意見、要望にも配慮願いたい。特に市町村では統計の専従職員が少なく兼務での対応となり脆弱な体制となっているため、スケジュールやコスト、労力面の改善や負担軽減に関する要望が強い。調査の現場で困っていることが少しでも改善されればミスも減り、調査の品質向上にもつながるため、PDCAサイクルの中で現場からの要望が反映されるようお願いしたい。

→ 統計作成府省と実施機関で互いの課題を共有し改善を図ることで、統計の品質を向上させていくことを目指して参りたい。

- 「評価2」では「点検・評価ガイドラインや点検・評価の実施計画に基づいて調査計画の履行状況等の点検・評価を実施すること」とあるが、調査の点検・評価を実施した後、それをどう活かすのかの記載がない。評価と企画のいずれの部分も適切かは検討が必要だが、その点を記載する必要があるのではないかと。

→ 評価全般に関して、全体構成の中で他のプロセスとうまく接続できるよう工夫したい。

→ 要求事項は評価のプロセスに特化した記載としているが、御指摘のとおり、企画につながるものであるため、どのように記載すべきか検討したい。

- 「評価2」の「標準マニュアルの骨子案」の「内容」欄に「プロセスの必要性」として「課題や改善点を抽出・検証するためのプロセス」とあるが、「点検・評価ガイドライン」では実際の調査におけるトラブルやインシデントなどを記載することとされているのか。

→ 「点検・評価ガイドライン」では、調査計画との整合性確保の観点やそれ以外の観点から点検・評価するためのチェックリストを設けており、その中で調査における課題や問題点を発見して改善に向けた対応状況を記載することとしている。

また、課題や問題点の記録という観点では、要求事項においては、調査の実施状況の把握や実施結果の記録などの部分で対応していくものと考えられる。

- 「点検・評価ガイドライン」のチェックリストの項目をみると、統計の作成プロセス

に関する項目に限られ、結果の提供部分など統計ユーザーとの関係には触れられていない。統計は作成だけでなく提供して利用されることが目的のため、その点も補わなければ本来のPDCAサイクルは確立しない。現行の「点検・評価ガイドライン」の範囲も念頭において、全体の要求事項を検討する必要があるのではないか。

→ 「点検・評価ガイドライン」は、まずは調査計画との整合性を確認することを基本としてスタートした取組であるが、調査計画との整合性以外の改善の余地を検討する項目も設けている。御指摘のような観点も含め、点検・評価の内容を充実させていく取組は引き続き進めて参りたい。

○ 評価部分の要求事項については、おおむね妥当とされたと整理したい。

なお、マネジメント6（民間委託）部分及び評価部分について、審議中に十分確認できなかった点や追加の意見等がある場合には、6月4日（金）までに事務局まで連絡いただきたい。

<統計作成プロセス部会への審議状況報告について>

○ 統計作成プロセス診断の「試行」に向けた今後のスケジュールを確認したい。これまでプロセスごとに要求事項を審議し、それぞれ検討課題も残っていると思われるため、全体としてどのように再検討するのか、今後の手順やスケジュールについて認識を共有しておきたい。

→ 令和3年10月には「試行」の事前準備を開始することを想定すると、9月には「試行」の実施方法等を定めることになるものと考えている。

このため、統計作成プロセス部会や統計委員会にタスクフォースの審議状況を報告し、その際いただいた御意見も含めてこれまでの議論を整理するとともに、統計作成府省とも認識を共有した上で、8月から9月までに、タスクフォースにおいて「試行」に向けた要求事項（案）等を御検討いただいきたいと考えているところ。

→ 要求事項等の最終決定時期をいつに設定するかが重要であり、その最終決定が統計委員会においてなされるのであれば、その時期も見据えたスケジュールを検討する必要がある。今後の具体的なスケジュールについて、事務局で整理して示してほしい。

→ 最終的な要求事項等の取りまとめは今年度中、具体的には令和4年3月の統計委員会で決定いただき、令和4年度から統計作成プロセス診断の本格実施というスケジュールを想定している。

→ 統計作成プロセス診断の「試行」を実施する際の要求事項（案）の内容は、タスクフォースとしての決定でよいのか。統計作成プロセス部会又は統計委員会で決定いただくものなのか。それによって今後の検討スケジュールも変わるのではないか。

→ 「試行」のためには、ある程度形になっていなければならないが、部会や統計委員会において要求事項（案）を決定いただく必要はないと考えている。

→ 「試行」結果を踏まえて必要な見直しを行った要求事項（案）を、統計作成プロセス部会に報告し、最終的には統計委員会において取りまとめられるものと認識している。

○ 「方針」の議論については、今後どのように行い、最終決定はいつまでに行うのか。本格的なプロセス診断を実施する前に「方針」を確定する必要があるが、今後のタスクフォースでは「方針」の議論を行うのか、それとも「試行」について議論を行うのか。「方針」の内容のうち、診断の範囲などは「試行」の中で検討できると思われるが、頻度・タイミングや体制などは「試行」の中で検討できないと思われる。「方針」の審議ス

ケジュールがイメージしにくい。

→ 御指摘のとおり、「方針」については、「試行」の実施までに検討すべき部分と「試行」結果を踏まえて最終的に決定すべき部分があると考えている。

○ タスクフォースとしての今後の検討スケジュールや手順を事務局において整理して共有いただきたい。

→ 御指摘を踏まえ対応させていただく。

○ 要求事項等の最終的な取りまとめに至るまでの具体的な審議スケジュールについても、可能な範囲で統計作成プロセス部会への報告資料に追記したい。

(3) その他

○ 6月10日（木）開催予定の第2回統計作成プロセス部会において報告する、これまでのタスクフォースの審議状況に係る資料等の詳細については、座長に一任された。

○ 次回のタスクフォースの詳細な開催時間・場所、開催方法、議事の内容等については、改めて連絡することとされた。

(以上)

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>